

別紙5 業務分担表

(1) 施設整備

業務名	No	業務内容	業務担当			
			事業者	都	市場業者	その他
事前調査業務						
事前調査 (事業者の設計、 建設業務に必要な調査)	1	地質調査	○			
	2	敷地測量	○			
	3	敷地内障害物調査	○			
	4	インフラ整備状況調査	○			
	5	埋蔵文化財調査				
	6	土壌汚染調査				○
設計業務						
基本設計	7	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、 連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、 外構、棧橋		○		
	8	上記施設の改善提案に基づく修正業務	△ ¹			
	9	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、 歩道状空地、屋上緑化広場		○		
	10	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、 加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	11	千客万来施設				○
実施設計	12	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ²	
	13	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、 外構、棧橋	○			
	14	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、 歩道状空地、屋上緑化広場	○			
	15	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、 加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	16	千客万来施設				○
その他関連業務	17	確認申請	○ ³			
	18	景観づくりのための届出	△ ⁴	○		
	19	都市計画決定手続き		○		
	20	環境影響評価手続き		○		
	21	補助金申請	○	○		
	22	開発許可	○ ⁵			
建設業務						

¹ 応募段階で基本設計の改善提案をしない場合は不要

² 市場業者等は、自ら所有する諸室内部の建築及び設備の実実施設計を行う。

³ 事業者が設計した建物の確認申請及びその関連業務を行う。

⁴ 届出書類に添付する図面等を作成する。

⁵ 開発許可を要する施設計画を行う場合に適用する。

関連業務	23	敷地一次造成		○		
	24	敷地地盤改良（外構部分）		○		
	25	既存地中構造物（基礎・杭等）撤去	○ ⁶			
	26	影響調査（周辺環境影響調査、電磁障害調査等）	○			
	27	インフラ（電力、上下水道、ガス、電話等） 構内引込工事	○ ⁷			
建設工事	28	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ⁸	
	29	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、外構、棧橋	○			
	30	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、歩道状空地、屋上緑化広場	○			
	31	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、 加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	32	千客万来施設				○
備品等調達設置	33	本書で定める事業範囲に含む備品等	○			
	34	事業者が行う業務に必要な備品等	○			
	35	物流搬送機器等（自動搬送機器を含む。）			○	
情報システム	36	物流情報システム構築工事	○		○	
	37	車両誘導システム構築工事	○		○	
	38	上記「36」及び「37」の情報機器調達設置		○	○	
建設工事に伴う 工事監理	39	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ⁹	
	40	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、外構、棧橋	○			
	41	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、歩道状空地、屋上緑化広場	○			
	42	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、 加工パッケージ棟、容器業者倉庫		○		
建設工事に伴う 各種申請	43	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ¹⁰	
	44	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、外構、棧橋	○			
建設工事に伴う 施工・完成検査	45	事業者が実施する施工時・完成時検査	○	△ ¹¹		
	46	都が実施する中間確認及び完成確認	△ ¹²	○		
施設引渡し	47	完成確認通知書		○		
	48	引渡し時の書類等	○			
所有権の移転	49	表題登記、所有権登記	△	○		

⁶ 既存地中構造物のうち、建設に支障がある構造物を撤去する。

⁷ 都施設に必要なインフラを対象とする。

⁸ 市場業者等は、自ら所有する諸室内部の建築及び設備の工事を行う。

⁹ 市場業者等は自らが工事を行う建築及び設備の工事監理を行う。

¹⁰ 市場業者等は自らが行う建築及び設備工事に伴う各種申請を行う。

¹¹ 都は必要に応じて検査に立会う。

¹² 事業者は検査に立会う。

(2) 維持管理運営

業務名	No	業務内容	業務担当			
			事業者	都	市場業者	その他
維持管理業務						
建築物保守管理	50	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ¹³	
	51	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）、外構、棧橋	○			
	52	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	53	千客万来施設				○
建築設備保守管理	54	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟	○		△ ¹⁴	
	55	連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）	○			
	56	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	57	千客万来施設				○
外構施設保守管理	58	外構、棧橋	○			
	59	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、歩道状空地、屋上緑化広場	○			
清掃業務	60	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、連絡通路、管理施設棟、立体駐車場（都所有）の内外清掃	○			
	61	上記建物の市場業者等が所有又は貸借している諸室内部の清掃			○	○
	62	外構、棧橋の清掃	○			
	63	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	64	千客万来施設				○
	65	歩行者デッキ、水際緑地、歩行者通路、緑地、歩道状空地、屋上緑化広場	○			
	66	事業者の維持管理・運営業務で発生する廃棄物の収集・分別	○			
	67	市場業者等の業務で発生する廃棄物の収集・分別			○	○
環境衛生管理業務	68	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟の必要箇所	○	△ ¹⁵		
	69	連絡通路、管理施設棟内の必要箇所	○			
	70	外構の必要箇所	○			

¹³ 市場業者等が所有している諸室内部は、所有者が行う。

¹⁴ 市場業者等が所有している設備機器は、所有者が行う。

¹⁵ 市場業者等が所有又は貸借している諸室内は所有者又は貸借者が行う。

	71	立体駐車場、冷蔵庫棟、リサイクル施設、加工パッケージ棟、容器業者倉庫			○	
	72	千客万来施設				○
修繕業務	73	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟において本書で定める建築及び建築設備の修繕必要箇所	○			
	74	上記建物内で市場業者等が所有している諸室内の建築及び設備の修繕必要箇所			○	○
	75	上記建物において、本書で定める修繕以外の修繕		○		
	76	管理施設棟、連絡通路、立体駐車場（都所有）における本書で定める修繕の必要箇所	○			
	77	上記施設において、本書で定める修繕以外の修繕		○		
植栽維持管理業務	78	屋上緑化、屋上緑化広場、敷地内緑地	○			
	79	水際緑地、緑地、歩行者通路街路樹等	○			
光熱水費等	80	事業者が占有する詰所等の光熱水費及び通信費	○			
	81	詰所以外で事業者が業務で使用する光熱水費		○		
防災・防火体制等	82	消防防災計画の策定、消防防災体制の確立		○		
	83	避難体制・地域協力体制の整備		○		
	84	消防防災訓練の企画・実施	△ ¹⁶	○		
運営業務						
保安警備業務	85	入出管理（場内出入口）	○			
	86	施設への来客者、電話での問合せの対応	○	○		
	87	場内の秩序及び衛生の保持（本敷地内の建物内部及び外部）	○			
	88	場内の巡回（本敷地内の屋外及び屋内）	○ ¹⁷			△ ¹⁸
	89	栈橋の巡回監視	○			
	90	紛失、遺失物等届出の取扱い	○	△ ¹⁹		
	91	交通整理（本敷地内及び場内出入口接道）	○			
施設管理業務	92	見学者対応業務	○			
	93	自動車登録補助業務	○			
	94	検針業務	○			
	95	運営補助業務	○			

¹⁶ 防災訓練に参加する。

¹⁷ 管理施設棟の事務室等の諸室内については警備の対象外とする。

¹⁸ 千客万来施設は、別途の開発事業者が行う。

¹⁹ 都は紛失届及び遺失物届等の書類を受領し、措置等を事業者へ指示する。